

小作爭議調查表

(昭和十年五月分)

法團 協國會 福岡出張所

場 所	朝倉郡 志波村 字野崎	發 生 日	昭和十年五月五日
關 係 人 員	地主 榎 翠三郎 小作人 榎 存前太郎 外二名	終 熄 日	昭和十年五月二十六日
地 主 關 係 團 體	+	關 係 地 種 類 面 積	田 三反四畝大等
原 因	地主は昭和三年一五五俵三分三釐四毫の十作料と必要の場合何世も土地引上を以て十作料を存し、此今同自作の必要を感ず、土地を還を申上り、十日間を以て同盟した。小作人は協会の結束を以て、土地を還を要求して、交渉するに因り。	關 係 團 體	百農九州同盟会 志波村支部
事 項 求	土地を還要求		
經 過	地主は存し、地を有せ、為一多あり、金十月位の雜作料を以て解決せしめ、こし五月十日、仲介人を通して十作人に對し、意見を申上り、た、も十作人は、此に應答せず、組合の指導を以、田租割の切迫を前に、事急深利化之と、た、依り、地主側之と、慶慮し、更に五月十五日、以事、組合志波村支部幹部の仲介、地印、陳述、翌日、六月、に至り、同人、奔走、依り、地租條件に解決す。		

備 考	結 果
	<p>一 昭和九年度十作料未付五月三十日迄に完納すこと</p> <p>二 昭和八年度十作料未付昭和十年及十年の二ヶ年内、年賦償還すこと</p> <p>三 十作田は従来通り十作人に十作料ありこと</p> <p>○ 養生八九号と在後、土地交渉正加増券</p>